

千葉県報

定例
令和7年8月12日

主要目次

- 第五十四回採石業務管理者試験の実施
○ 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調査の縦覧
○ 都市計画地区計画の関係図書の縦覧

公告

第五十四回採石業務管理者試験の実施
採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第五十四回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。
令和七年八月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 試験日時

令和七年十月十日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館

三 受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間は令和七年九月十六日（火曜日）から二十五日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）とし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は令和七年九月二十五日（木曜日）までの消印があるもの、電子申請による場合は同日午後五時までに受信したものに限り有効とする。

四 受験願書の提出先

受験願書の提出先は、千葉県商工労働部産業振興課のホームページ等に掲載する。

指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調査の縦覧

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定に

よる指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。
令和七年八月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

勝浦市出水一、二四二番地の一 石井 春人

勝浦市松部一、一〇六番地 鈴木 吉造

勝浦市新官二九四番地一〇 榎田 博行

2 加入区

勝浦市加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

新勝浦市漁業協同組合

勝浦漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

令和七年八月十二日から八月二十六日まで

2 縦覧場所

新勝浦市漁業協同組合

勝浦漁業協同組合

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和七年八月十二日白井市の決定に係る印西都市計画地区計画復業務施設地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
令和七年八月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八